

## 株式会社アーク等に対する買取決定について

2011年6月23日  
株式会社企業再生支援機構

株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）は、2011年3月31日に株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号。以下「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行った下記の事業者らについて、本日、法第28条第1項に規定する買取決定を行いました。

### 1. 対象事業者の氏名又は名称

株式会社アーク（以下「アーク」という。）並びにその子会社である株式会社安田製作所、昭和精機工業株式会社、岐阜精機工業株式会社、株式会社ソルプラス、相模原部品工業株式会社、クローバー電子工業株式会社及び東邦システム株式会社（上記8社を総称して、以下「対象事業者ら」という。）

### 2. 買取りに係る債権の元本額等

|  |                |
|--|----------------|
| ・対象事業者らの対象債権の元本総額                              | 58,454百万円（A）   |
| ・うち買取りに係る債権の元本額                                | 31,047百万円（B）   |
| ・うち対象事業者らの事業再生計画に従って管理又は処分をすることについて同意された債権の元本額 | 27,407百万円（A－B） |

※ 「対象事業者らの対象債権の元本総額」は、担保処分等による弁済前の金額です。  
また、事業再生計画に定めるとおり、アークがアークを除く対象事業者らの債務を免責的に引き受けることを前提とした金額です。

※ 上記各金額は、債権買取り実行時までに変更となる可能性があります。

### 3. 主務大臣の意見

内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・経済産業大臣： 意見なし

厚生労働大臣： 異存はない。ただし、企業再生支援機構は、事業再生計画の実施につき助言・指導するに当たっては、対象事業者における関係法令の遵守及び労働者の雇用の安定等に配慮した労働者との十分な協議の場の確保をお願いする。

### 4. 金融支援額等

|          |           |
|----------|-----------|
| 金融支援依頼総額 | 23,786百万円 |
|----------|-----------|

※ 金融支援総額には、対象債権を現物出資財産とする第三者割当による募集株式の引受け（いわゆるデット・エクイティ・スワップ）を依頼するもの及び債権放棄が含まれています。

5. 一般の商取引債権の取り扱い

今般の買取決定は、関係金融機関等との合意が整ったことを意味するものであり、関係金融機関等が対象事業者らに対して有する貸付金等以外の一般の商取引債権については、引き続き何ら影響はありません。

以上